

11月は

ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いいみらい
11月30日は
年金の日



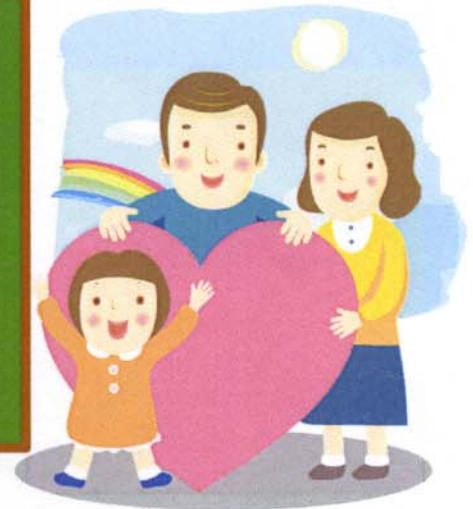
「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

◆日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

高松東年金事務所の活動内容

- 出張年金相談
 - 11月6日 土庄町中央公民館 10:00～15:00(予約制)
 - 11月8日 小豆島町役場西館 10:00～15:00(予約制)
 - 11月13日 東かがわ市交流プラザ 10:00～15:00(予約制)
 - 11月28日 さぬき市役所志度本所 10:00～15:00(予約制)
 - 11月27～29日イオンモール高松 10:00～18:00(予約不要)
- 年金制度説明会
 - 11月12日 さぬき公共職業安定所
 - 11月19日 さぬき公共職業安定所
- 年金委員研修会および功労者表彰式
 - 11月19日 サンポートホール高松 13:30～16:00(年金委員のみ)



⚠ 年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いいたします。